

インセンティブ^が保険料率について



○第113回運営委員会において、「令和2年度の実績値については、補正を行わずに、令和2年度実績を反映する令和4年度のインセンティブ保険料率は、千分の〇・〇七（0.007%）に据え置く」ことで、運営委員会としての意見の集約が行われました。



○厚生労働省の「第43回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（令和3年11月19日開催）」を経て、右のとおり、健康保険法施行令及び健康保険法施行規則（以下、「政令等」という。）が改正されました。



今回の改正により、令和4年度のインセンティブ保険料率は、令和3年度と同様に0.007%に据え置かれることとなりました。
 なお、令和5年度からは政令等の本則に規定された0.01%に引き上がることとなります。

保 発 1222 第 3 号
 令和 3 年 12 月 22 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
 （公 印 省 略）

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令等の公布について

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第339号。以下「改正政令」という。）及び健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第197号。以下「改正省令」という。）が本日公布及び施行されたところである。

改正政令及び改正省令の趣旨等は下記のとおりであるので、御知いただくとともに、実施に当たってはこれらに留意の上、遺漏ないよう取り扱われたい。

記

第1 改正の趣旨及び内容

新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率について設けられている加算・減算制度（協会インセンティブ制度）に係る加算率（以下単に「加算率」という。）について、令和4年度も令和3年度と同様の加算率（0.007%）とすること。

第2 施行期日

改正政令及び改正省令ともに、公布の日（令和3年12月22日）から施行すること。

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十二月二十二日
内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百二十九号
健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令
内閣は、健康保険法（天正十一年法律第七号）第百六十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第五十九号）の部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「平成三十三年三月から平成三十四年二月まで」を「令和三年三月から令和五年二月まで」に改める。

附 則
この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

改正後	改正前
<p>附 則 第三條（趣 意） 2 令和三年三月から令和五年二月までの都道府県単位医療料率の算定に関する第百三十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇・二」とあるのは「千分の〇・〇七」とする。</p>	<p>附 則 第三條（趣 意） 2 平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位医療料率の算定に関する第百三十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇・二」とあるのは「千分の〇・〇七」とする。</p>

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十七号
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五条の二第一号の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 後藤 茂之
令和三年十二月二十二日
健康保険法施行規則の一部を改正する省令
健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成三十二年厚生労働省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

〈改正前の関係法令〉

○健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）

第45条の2 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率（一の事業年度の3月分から当該一の事業年度の翌事業年度の2月分までの保険料（任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の4月分から3月分までの保険料）として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。）で除して得た額を第2号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の3月から用いる都道府県単位保険料率（法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第45条の4第4項第1号において同じ。）を算定するものとする。

一 次のイから八までに掲げる額を合算した額から二に掲げる額を控除した額

イ（略）

ロ 法第160条第3項第2号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と一の事業年度の前々事業年度の3月から当該一の事業年度の前事業年度の2月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の4月から3月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額に1,000分の0.1を乗じて得た額とを合算して得た額

ハ（略）

ニ 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部（法第7条の4第1項に規定する支部をいう。）の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

二（略）

◎附則（平30・3・22政令第59号）

第1条 この政令は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率（健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。）の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号ロ中「1,000分の0.1」とあるのは、「1000分の0.04」とする。

2 平成33年3月から平成34年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号ロ中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。

○健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）

第135条の5の2 令第45条の2第1号二の報奨金の額は、支部（法第7条の4第1項に規定する支部をいう。）ごとに第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数に第3号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額

イ（1）に掲げる数から（2）に掲げる数を減じて得た数（（2）に掲げる数が（1）に掲げる数を上回る場合にあっては、零）

（1） 当該支部の総得点

（2） 各支部の（1）に規定する総得点の中央値として協会が定める数

ロ 当該支部の支部総報酬額

二 各支部の前号に掲げる額を合算した額

三 各支部の支部総報酬額を合算した額に1,000分の0.1を乗じて得た額

2 前項第一号イ（1）の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該

一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。

一 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査その他の健康診査であって協会が定めるもの（第4号において「特定健康診査等」という。）の実施率

二 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定保健指導（次号において「特定保健指導」という。）の実施率

三 特定保健指導の対象者の減少率

四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を勧奨した者の保険医療機関の受診率

五 後発医薬品（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第20条第2号二に規定する後発医薬品をいう。）の使用割合

◎附則（平30・3・23厚生労働省令第32号）

第1条 この省令は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率（健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。）の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.04」とする。

2 平成33年3月から平成34年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。